

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（産業文化局、こども支援局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、上下水道局）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和2年12月14日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	大川原成彦

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
産業文化局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月30日
こども支援局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月30日
議会事務局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年8月4日
選挙管理委員会事務局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月20日
農業委員会事務局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年10月5日
上下水道局	令和2年6月12日	令和2年6月15日	令和2年11月25日
措置の内容	別紙のとおり		



西産文総発 第 000016 号
令和 2 年 1 1 月 3 0 日

西宮市監査委員 石 原 俊彦 様
同 佐 竹 令次 様
同 板 戸 史朗 様
同 大川原 成彦 様

西宮市長 石井 登志郎



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 産業文化局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告 (産業文化局) |
| 3 監査結果提出日 | 令和 2 年 6 月 1 2 日報告監第 4 号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査報告書に基づき講じた措置
(令和2年6月12日付報告監第4号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P4-3

1 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていましたが、次のような状況が一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ・行政財産目的外使用料の計算において、改正前の道路占用料徴収条例別表を準用しているもの
- ・国県支出金の交付決定通知書において、局長までの供覧決裁が行われていないものや収受処理が行われていないもの

(講じた措置)

行政財産目的外使用料については、相手方に速やかに西宮市道路占用料徴収条例の改定について通知するとともに、不足額を徴収いたしました。再発防止のため、課員に対して各担当業務における根拠法令等の再確認を促すなどの注意喚起を行い、改善を図りました。

国県支出金の交付決定通知書については、収受処理等を行いました。今後については、適正な事務処理に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P4-3

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていましたが、次のような状況が一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ・資金前渡の精算処理が長期に渡っているもの
- ・物品等購入で、納品書に受領者や受領日の記載がないもの

(講じた措置)

資金前渡の精算処理については、担当不在時（長期休暇等）にも適正に処理を行うため、処理チェック表を作成し、改善を図りました。

物品等購入で、納品書に受領者や受領日の記載がないものについては、納品日等の確認を行いました。今後については、適正な事務処理に努めてまいります。

3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていましたが、備品の書面による調査において廃棄手続きもれのものが一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

備品の廃棄手続きもれのものについては、不用決定返納を行いました。今後も備品の廃棄時には速やかに不用決定返納を行うなど、備品の管理に努めてまいります。

4 服 務 関 係

サービス関係の事務について、関係書類を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていましたが、嘱託職員の時間外勤務命令簿兼処理票において、割増区分の適用に誤りがあるものが一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

嘱託職員の時間外勤務命令簿兼処理票については、誤り箇所の訂正を行いました。今後は、記入誤り・点検漏れが無いよう、十分な確認を行い、適切な区分での報告を行ってまいります。

5 準公金の管理

各種団体の事務局が本市に置かれ、職務の関係上、市職員が当該事務局の現金等（以下「準公金」という。）を出納保管しているものについて、前回の定期監査に引続きその取扱いの状況を調査しました。

職員が団体の事務を行う根拠については、全団体が団体の規約としており、必ずしも明確であるとは言えません。

今後とも引続き、準公金を適正に管理し、事故や不正を防止するための体制強化に取り組むとともに、他局とも連携し、職員が団体の事務を行う法的根拠を明確にしたうえで、事務の適正化に努めてください。

(講じた措置)

準公金の管理については、引き続き、他局とも連携しながら整理を進めていくよう努めてまいります。

6 委託業務等

(1) 委託業務

監査の対象とした委託業務から10件を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていましたが、所管課契約理由書で条文に誤りがあるものが見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

条文に誤りがあるものについては、ご指摘を受けて、早急に修正処理をいたしました。今後も複数人による点検を行う等、適正な事務処理に努めてまいります。

6 委託業務等

(3) 請負工事

監査の対象とした請負工事から4件を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていましたが、次のような状況が一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ・解体等作業に関するお知らせの掲示ができていないもの
- ・産業廃棄物処理の計画・実施等の書類がないもの

(講じた措置)

解体等作業に関するお知らせの掲示ができていないものについては、今後、石綿を含む建築物等の解体等の作業を行うにあたり、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底とその周知は、当該作業に従事する労働者はもとより、解体等の作業が行われる現場の周辺住民の不安の解消の観点からも、解体等作業に関するお知らせを作業現場の見やすい場所に掲示するとともに、掲示が確認できる写真を報告書に添付するようにいたします。

産業廃棄物処理の計画・実施等の書類がないものについては、ご指摘を受けて、契約ごとの産業廃棄物管理を徹底することといたしました。今後も複数人による点検を行う等、適正な事務処理に努めてまいります。

7 む す び

西宮市情報センターで行っている産業情報化推進事業については、西宮市都市整備公社の事業の見直しに伴い、30年2月よりパソコン研修を廃止していますが、事業のあり方についても一層の整理・見直しを行ってください。

(講じた措置)

事業のあり方については、引き続き検討していきたいと考えております。

7 む す び

近年、事務職職員による有印私文書偽造等をはじめ、西宮市職員による職務上の不祥事が頻出していることは、監査委員として大変遺憾に思います。今後、再発防止のために内部統制の整備と公務員倫理の徹底に一層努めてください。

(講じた措置)

令和元年度に発生した事案の再発防止策として、以下のとおり改善策を実施しております。

1. 金庫の鍵の保管については、施錠可能な課長席に収納するよう変更しました。
2. 使用許可済みの施設利用を取り消す場合は、その都度、決裁をとり、複数職員が確認するよう変更しました。
3. コピーサービスは令和元年6月に取扱を中止しました。なお、利用者には近隣のコンビニエンスストアを案内しています。
4. 令和2年2月1日から防犯カメラを設置して、金庫等を保管している事務室への入退室を記録して入退室管理を厳格化しました。
5. 還付用の前渡資金を精算する際には、利用者から回収した使用許可書、還付請求書等の帳票との突合を行い、複数職員（主担当・副担当）で毎月、確認するよう変更しました。あわせて令和元年8月以降、前渡資金の精算時には、産業文化総務課に合議を行い、他課職員による確認も経るよう変更しました。
6. 手提げ金庫の現金と収入総額・還付額等を突合させて、手提げ金庫内残金を毎日、業務終了後の確認を徹底しています。あわせて残金確認表に記入するよう変更しました。
7. 現金（前渡資金）による還付から、口座振込による還付へ移行を目標として、金庫内に現金を保管しない体制を構築中です。令和2年10月以降は、原則として口座振込による還付を推進する予定です。

上記のとおり、改善策を実施するとともに、風通しの良い職場づくりに努め、再発防止を図ってまいります。